

2 学則

(総則・目的・学年・修業年・職員組織)

第1

- 1 本校は東京都立総合工科高等学校定時制課程を置く。
- 2 本校は学校教育法の定めるところにより、中学校における教育の基礎の上に、高等普通教育及び工業に関する専門教育を施すことを目的とする。
- 3 本校は総合技術科(自動車コース、電気・メカトロコース、建築コース)を置く。
- 4 本校は学年制とし、修業年限は次のとおりとする。
定時制 3年又は4年
- 5 本校の職員組織は別に之を定める。

(学年、学期、時程及び休業日)

第2

- 7 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 8 学年を分けて、次の三学期とする。
一学期 4月 1日 から 7月中旬まで
二学期 9月 1日 から 12月下旬まで
三学期 1月上旬 から 3月31日まで
- 9 休業日は次のとおりとする。
 1. 夏季休業日
 2. 冬季休業日
 3. 春季休業日
 4. 開校記念日
 5. 期間休業日
 6. 都民の日
 7. その他東京都教育委員会が定める日
- 10 授業時間は45分、定期考査は40分を単位とし、時程は下記のとおりとする。

通常時程

給食	17:00～17:40
1時限目	17:45～18:30
2時限目	18:35～19:20
3時限目	19:25～20:10
4時限目	20:15～21:00

考査時程

給食	17:00～17:40
1時限目	17:45～18:25
2時限目	18:35～19:15
3時限目	19:25～20:05

(教育課程及び週授業時数)

第3

- 11 学年別教科、科目及び特別教育活動の時間配当及び学校行事等については、学習指導要領及び東京都高等学校教育課程編成基準、その他に定めるところにより之を定める。

(入学・退学・転学・休学及び卒業)

第4

- 12 入学は東京都教育委員会の定める入学者の選抜に基づいて、校長が、これを許可する。
- 13 第2学年以上に転入学又は編入学を許可される者は、相当年令に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。
- 14 入学を許可された者は、保護者を定めて届け出なければならない。
- 15 保護者は父母又はこれに代って監督の責に任ずべき者とする。
保護者がその責任を尽くさないときは、校長は生徒の出席を停止もしくは保護者の変更を命ずることがある。
- 16 次の事項について変更があった場合には直ちに校長に届け出なければならない。
 1. 保護者の変更
 2. 保護者及び生徒の住所の変更
 3. 保護者及び生徒の改姓名
- 17 生徒が、退学又は転学しようとするときは、その理由を具して保護者連署のうえ校長に願い出て許可を受けなければならない。
- 18 校長は、疾病その他やむを得ない事由により引き続き3ヶ月以上欠席の必要があると認めた者には休養を命じ、又は休学を許可することがある。
休学のある者は医師の診断書又は詳細な事由書を添え、保護者連署のうえ願い出なければならない。
- 19 校長は全課程を修了したと認めた者には卒業証書を授与する。

(学籍に関する規定について)

第5

- 20 退学
生徒が未成年者である場合、保護者の同意を必要とする。
なお、教務部は退学許可書のコピーを保管する。
- 21 原級留置
原級留置となった生徒に対しては、年度末までに学校としての指導を行った上、保護者連名の宣誓書を提出させる。
新学級担任は、宣誓書を保管し、教務部にそのコピーを提出する。
- 22 休学
(1) 『休学の取扱いについて(通知)63教学高第23号 昭和63年4月1日』(資料1-A)に基づいて、決定する。

(2) 休学と成績会議の関係
①年度内の休学中の授業日数が、学校が定める所属学年の年間授業日数の3分の1以上の場合は、原則として、その年度末に行う成績会議の「成績会議対象者」から除き、教科・科目の履修・修得の認定は行わない。
②年度内の休学中の授業日数が、学校が定める所属学年の年間授業日数の3分の1未満の場合は、その年度末に行う成績会議の「成績会議対象者」とし、教科・科目の履修・修得の認定を行うことができる。ただし、年度末の成績会議時点で休学中の場合は、「成績会議対象者」としない。
- 23 留学
(1) 『留学の取扱いについて(通知)63教学高第23号 昭和63年4月1日』(資料1-B)に基づいて、決定する。

(2) 留学で認定できる単位数は、本校定時制の1年間における履修単位数を上限とする。
(3) 単位の認定に関しては、以下のとおりとする。
 - ① 成績連絡会議を経た後(1学期終了後または2学期終了後)に留学した

場合は、本校での最も新しい評価を当該学年における各教科の評価とし、次のすべての条件を満たした場合に単位を修得したものとみなす。

- (a) 第2-1を満たす場合
 - (b) 留学先での修得単位数が、本校定時制の1年間における履修単位数以上である場合
 - (c) 留学後に本校に復学し、一定期間の指導を終了した場合
- ② 成績連絡会議を経る前（1学期終了前）に留学した場合は、留学先での修得単位数が、本校定時制の1年間における履修単位数以上であれば、修得単位は一括して認定する（本校での教育課程と逐一对比させない）。第3を満たした場合に、進級又は卒業の対象とする。

24 復学

- (1) 休学及び留学に関する復学は、別途定める。
- (2) 新年度から復学を希望する者は、前年度末までに復学願を提出するものとする。

25 その他（除籍）

- (1) 前年度末までに休学の延長、または、復学のいずれの手続きもしない者は、在籍することはできないものとする。

（転・編入学及び転籍について）

第6

26 各学年において欠員が生じた場合、当該年度の転編入、第2・3学期の転入の募集を行う。本校全日制課程に在籍する生徒が、単位未修得により定時制課程の修学を希望する場合、当該生徒の第1学期の転籍の募集を行う。

27 以下に示す条件をすべて満たす場合に、受検資格を有するものとする。

- (1) 当該年度の4月1日時点でそれぞれ以下に示す年齢に達し、なおかつ、第2～4学年においては、前在籍校での各教科の修得単位の合計が本校における修得単位を満たしていること。

学年	年齢
第1学年	15歳
第2学年	16歳
第3学年	17歳
第4学年	18歳

- (2) 第2・3学期の転入学においては、前在籍校の欠席時数が1単位あたり10時間以上の科目がないこと。
- (3) 第2・3学期の転入学後の各科目の欠席時数の扱いは以下のような処理を行った上で本校の履修条件と同様に取り扱う。
 - ① 同一教科で同一科目を履修していた時
当該科目の既欠席時数は、前在籍校での1単位当たりの欠席時数を本校での単位数に換算し、小数点以下を切り捨てた値とする。
 - ② 同一教科で異科目を履修していた時
本校教育課程の科目名を読み替えて、(①)と同様な換算を行う。
 - ③ 履修していない教科・科目がある時
当該教科・科目の欠席時数は0時間からとし、履修は転入学及び転籍後の授業に対して、
第2学期転入学及び転籍者については1単位につき7時間未満、
第3学期転入学及び転籍者については1単位につき3時間未満、
の科目は履修したものとする。
- (4) 転編入学及び転籍後の進級・卒業判定基準は、同学年の他の生徒と同じと

- する（各学年20単位を超える修得単位数は、放棄したものとして扱う）。
- (5) 本人の希望により、転編入することが可能な学年より下の学年に転編入した場合は、既得資格を放棄したものとして扱う。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第7

- 28 評価の方法及び単位の修得に関しては校長が別に之を定める。
〔5 成績会議、進級及び卒業判定会議並びに単位認定基準 第2 参照〕
各学年の課程の修了の認定は、ホームルーム活動、その他特別活動で平素の成績・態度を評価し、修得単位を含め、総合的に判断して行う。

(授業料その他の費用徴収)

第8

- 29 授業料は東京都の定めるところによる。
- 30 校長は経済上その他やむを得ない事由があると認めた者には授業料を免除することができる。
この場合には生徒は必要な書類を揃えて保護者連署の上、授業料免除の申請をしなければならない。
その他の費用徴収については別に定める。

(賞 罰)

第9

- 31 精勤な者、操行学業共に優秀な者（評定平均値4.3以上）、又は特殊な善行のある者に対し表彰することがある。
- 32 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。
懲戒は、退学、停学、訓告、訓戒その他とする。
- 33 次の各号の1に該当する者に対しては、校長が退学を命ずる。
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
(3) 正当の理由がなくて出席が常でない者。
(4) 学校の秩序を乱しその他生徒としての本分に反した者。
(5) 正当な理由がなく授業料その他の納入金を納めない者。
- 34 校有物を破棄毀損又は紛失したときは、現品又は金品を以て賠償させることがある。

(表 彰)

第10

- 35 皆勤
(1) 各学年、一年をとおして、欠席・遅刻等がない者。
(2) 卒業までの期間をとおして、欠席・遅刻等がない者。
- 36 精勤
(1) 各学年、一年をとおして、欠席・遅刻等の合計が5ポイント以下の者。
(2) 卒業までの期間をとおして、欠席・遅刻等の合計が20ポイント以下の者。
(3) 欠席は、1回で3ポイント。
遅刻等は、1回で1ポイント。
欠席・遅刻等の回数集計は、出席簿の集計結果に準じる。
- 36—2 成績優良
(1) 各学年の評定平均値が4.3以上の者。